

農政対策資料
平成30年8月

農政をめぐる情勢

目次

- I 日米新貿易協議（FFR）初会合開催・・・・・・・・・・1
- II 食料自給率38%・・・・・・・・・・6
- III 平成31年度予算概算要求基準を閣議了解・・・・・・・・8

J A 愛 知 中 央 会

今月号のあらまし

I 日米新貿易協議（FFR）初会合開催

8月9日から10日（日本時間10日から11日）、ワシントンでFFRの初会合が開催された。米国側はFTAを念頭に2国間交渉を要求、日本側は米国のTPP復帰を促し、改めて立場の違いが明らかとなった。

自動車関税の引き上げや日本の農産品の市場開放を巡る議論もされたと見られるが、結論は次回会合に持ち越した。

次回会合は、9月下旬に始まる国連総会に合わせて開催される見通しの日米首脳会談の直前となる見込みである。

II 食料自給率38%

8月8日、農水省は平成29年度の食料自給率はカロリーベースで38%となったと発表した。史上2番目の低さであった28年度と同じ水準で、先進国中最低のままとなった。

III 平成31年度予算概算要求基準を閣議了解

7月10日、平成31年度予算編成で各省庁が予算要求する際のルールとなる概算要求基準（シーリング）が閣議了解された。

8月7日、農水省は自民党の農林関係合同会議に、概算要求に盛り込む主要事項案を提示した。先端技術を活用した「スマート農業の実現」を始めとする新規項目、米の需給安定に向けた転作助成金の予算確保など従来からの重点項目を掲げている。

I 日米新貿易協議（FFR）初会合開催

― 農業分野の協議内容は不明、結論は次回に持ち越し ―

1. 日米新貿易協議（FFR）

(1) FFRとは

- 8月9日(日本時間10日)、ワシントンでFFRの初会合が開催された。
- FFRとは日米の閣僚級の新しい貿易協議のことであり、F r e e (自由)、F a i r (公正)、R e c i p r o c a l (双務的(相互的や相反的とも訳される))の頭文字から取った略称である。
- 4月の日米首脳会談で設置に合意し、茂木TPP担当相とライトハイザー米通商代表がトップを務める。FFRは、麻生太郎副総理兼財務相とペンス副大統領による「日米経済対話」に成果を報告する位置づけになっている。
- 対日貿易赤字の削減を進めたいトランプ米政権に配慮して、貿易問題を集中的に討議するFFRを日本が提案した。なお、対日貿易赤字の約8割は自動車関連となっている。

(2) FFR開催までの動き

- 7月19日、自民党TPP・日EU等経済協定対策本部(本部長:森山国会対策委員長)は会合を開き、FFRについて日米FTA交渉としないよう求める決議をまとめ、政府に申し入れた。
- 同決議では、「TPPにおける農林水産分野での合意は、(略)二国間の対応では得られない意義があるからこそ、国内的に痛みを伴う最大限の譲歩を甘受したものであり、TPP同等の譲歩を行うことはあり得ない」としている。(申し入れ文は別紙1の通り)
- 26日、ライトハイザー氏は米国の上院歳出委員会の公聴会で、「われわれとしては、日本との自由貿易協定(FTA)交渉をしなければならない」と発言した。
- また、同氏は牛肉を例に挙げ「米国は日本に対して慢性的に貿易赤字を抱えている。日本には多くの分野で米国の輸出品に対する不公正な貿易障壁がある」とも発言した。
- 27日、麻生副総理兼財務相は閣議後の記者会見で、米国とのFTA交渉について、「やるつもりはないと最初から申し上げている」と改めて否定した。

- 安倍首相も日本農業新聞の取材に対して「トランプ大統領に対しても、これ以上の譲歩は絶対にできないと、明確に、再三申し上げている。FFRでも、その姿勢の下に協議していくことになる。」と発言した。
- 8月6日、JA全中中家会長らJAグループ代表は齋藤農相に要請を行い、FFRに関する意見交換を行った。
- 齋藤農相は「総理をはじめ（私も）、森山先生たちがまとめた申し入れは十分理解している。党の決議は非常に重い。」などと発言した。
- 同日、同JAグループ代表は茂木TPP担当相に対して、FFRに関して要請を行った。
- 茂木TPP担当相は「日本側のラインとしてはTPPを超えるなどということはもちろんありえない。そういう国益に反する合意をするつもりは全くない。」と発言した。
- また、「アメリカの一番のターゲットは、ヨーロッパでも日本でもなく、中国であることは間違いない。当面はNAFTAも相当頭を悩ませる交渉になるはずだ。アメリカもあまり多方面での交渉は展開しないと思うが、絶対やらないとも言えることはできない。」などとも発言した。

(3) FFRの開催

- 9日（日本時間10日）、ワシントンでFFRの初会合が開催された。米国側はFTAを念頭に2国間交渉を要求、日本側は米国のTPP復帰を促し、改めて立場の違いが明らかとなった。
- 10日（日本時間11日）も協議を続け、自動車関税の引き上げや日本の農産物の市場開放を巡る議論もされたと見られるが、結論は次回会合に持ち越された。（FFRの結果概要は別紙2の通り）
- FFR終了後の記者会見において、何か結論に近づいたことはあったかという質問に対し、茂木担当相は「相手の立場もあるので申し上げられない部分というのもある」としながら、「うまくいけば9月までには同じボールでキャッチボールできるようになるんじゃないかと」と回答した。
- 米国は二国間の交渉を重視、日本は多国間を重視と相違がある中でも成果は出せるかという質問に対し、「それぞれの立場の相違を埋めていこう、と、それによって、日米の貿易を促進させていくための方策を見出していこう、基本的な方向については一致をみた」と回答した。
- 農産物についての具体的な議論の内容については、茂木TPP担当相は

「個別の項目については、今の段階では控えたい」として内容を明らかにしなかった。

- 次回会合は、9月下旬に始まる国連総会に合わせて開催される見通しの日米首脳会談の直前となる見込みである。

2. TPP11

(1) 参加11カ国の状況

- 7月19日、シンガポールが国内手続きの完了をニュージーランドへ通知し、3か国（メキシコ、日本、シンガポール）が手続きを終えたこととなり、発効まであと3か国となった。
- ニュージーランドやオーストラリア、カナダは既に議会で議案を提出済みとなっている。

(2) 新規加盟の意思表示等

- タイの副首相が茂木TPP担当相に参加の強い意思を表明している。また、コロンビアは、本来発効後に行うニュージーランドへの新規加盟の意思通知を既に行っている。
- 台湾もTPPへの参加に意欲を示しているが、中国政府関係者が「台湾が地域の経済協力に加わる場合は、必ず『一つの中国』の原則の順守を前提としなければならない」とけん制を強めている。
- イギリスもTPPへの関心を表明しているが、イギリスにはEU離脱まで他国との通商交渉の権限がない。その他、韓国、インドネシアも関心を示している。

今後の対米対応に関する政府への申し入れ案

平成三十年七月十九日
自由民主党
TPP・日EU等経済協定対策本部

政府は、米国との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議(FER)」を開始することとしているが、米国が鉄鋼・アルミニウムを始めとする輸入制限措置等を梃子にして、日米FTA交渉を求めてくるとの懸念がある中、当対策本部として、左記の点につき、政府に対し、申し入れを行うものである。

記

- 一、 政府は、その説明のとおり、FERが日米FTA交渉又はその予備協議とならないようにすること。
- 二、 FERにおいて、国益がしっかり守られ、日本の繁栄につながるよう、政府は与党の意向を十分に踏まえて協議を行うべく、随時状況説明を行うなど、自由民主党TPP・日EU等経済協定対策本部と緊密に連携すること。
- 三、 TPPにおける農林水産分野での合意は、TPPが、成長著しいアジア太平洋地域において、幅広い分野で二十一世紀型の新たな通商ルールを構築するという、二国間の対応では得られない意義があるからこそ、国内的に痛みを伴う最大限の譲歩を甘受したものである。したがって、日米二国間の関係において、TPP同等の譲歩を行うことはあり得ない。

以上

経済再生担当大臣

茂木 敏充 殿

米国との新たな通商協議（いわゆる FFR） 結果概要

平成30年8月

内閣官房TPP等政府対策本部

1. 会合概要

(1) 日時・場所：平成30年8月9、10日（米国時間）・ワシントンDC

8月9日 全体会合及び1対1の協議：約2時間半

8月10日 少人数会合：約1時間半

(2) 出席者：茂木大臣、ライトハイザー通商代表他

2. 結果概要

- (1) 茂木大臣とライトハイザー通商代表の間で、生産的な議論が行われた。日米両国は、自由で開かれた経済発展を実現するために、双方の利益となるように、日米間の貿易を更に拡大させること、国際経済問題での日米協力を一層進めることの重要性を認識し、今回の協議を行った。
- (2) 2日間の協議を通じ、茂木大臣とライトハイザー代表は、これまでの貿易・投資についての関心やお互いの意見を率直に交換し、双方の基本的考え方、立場及び共通認識についての理解を深めた。
- (3) その上で、双方とも、それぞれの立場の相違を埋め、日米の貿易を促進させるための方策を探究すること及び共通認識に基づき協力分野を拡大していくことで一致した。
- (4) 日米は、信頼関係に基づき引き続き協議を継続し、本年9月を目途に開催することとした次回会合において、さらに議論を深めることでも一致した。
- (5) 日本としては、TPP11の早期発効に全力を挙げる旨も伝えた。

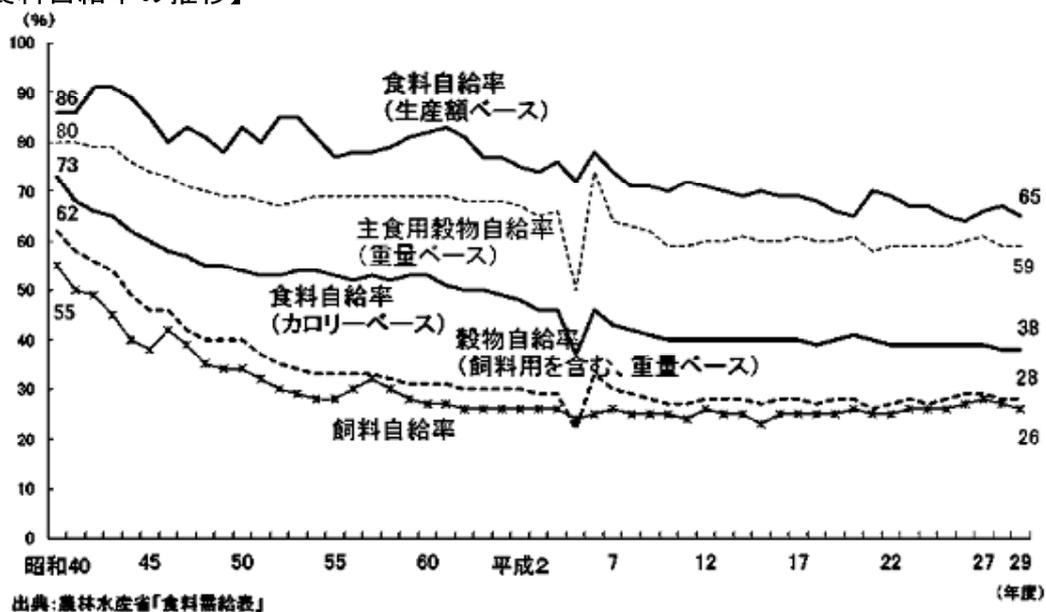
Ⅱ 食料自給率 38%

— 史上2番目に低い28年度と同水準、先進国中最低 —

1. 平成29年度の食料自給率

- 8月8日、農水省は平成29年度の食料自給率はカロリーベースで38%となったと発表した。史上2番目の低さであった28年度と同じ水準で、先進国中最低のままとなった。
- 自給率が改善されない要因は、食料消費全体に占める米の割合の減少したことや、畜産物における需要増に対応し、輸入品が増加したこと等とされている。
- なお、政府は平成27年3月に決めた食料・農業・農村基本計画で2025年度(平成37年度)に自給率をカロリーベースで45%にする目標を掲げている。
- 8月10日、齋藤農相は記者会見で、「最大の問題は米離れが進んでいるということ」「生産基盤をしっかりと維持するには、喜んで食べてもらえるものを、きちんと生産していくことが大事だ」と発言した。
- 生産額ベースの食料自給率については、前年比2ポイント減の65%と発表されたが、齋藤農相は「生命と健康の維持に必要なのは額ではなくカロリーの方だ」と発言した。
- また、「ごはんを1日にもうひと口食べると自給率が1%向上する。国産大豆100%使用の豆腐を月に2丁食べると、自給率が1%向上する。こういう具体的な取組の例を今まで以上に消費者に理解してもらおう努力も必要だと思う。」とも発言した。

【食料自給率の推移】



2. 主要品目の食料自給率生産目標の達成状況

- 農水省は食料自給率の政府目標の達成に必要な主要品目の生産量について、平成29年度時点の達成状況をまとめた。
- 政府は2025年度（平成37年度）に自給率をカロリーベースで45%にする目標に対し、主要品目について、目標達成に必要な生産量を「生産努力目標」として示している。
- 農産物の主要14品目のうち、大豆や野菜、果実、牛肉などは、目標に対して1、2割下回っている。目標水準を超えたのは、米や鶏卵、鶏肉、テンサイの4品目にとどまった。

【生産努力目標と生産量の実績値】

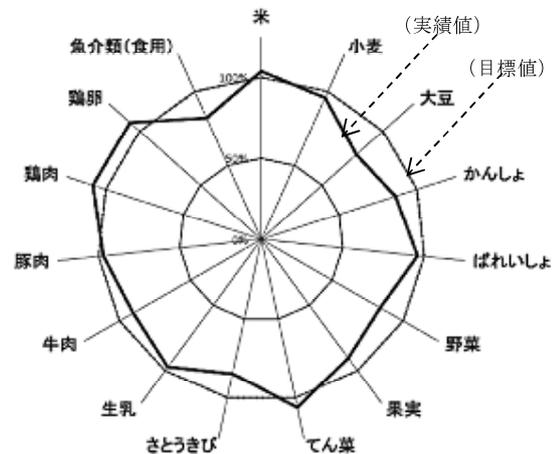
	H25 基準年	H26	H27	H28	H29	H37 目標
カロリーベース 食料自給率	39%	39%	39%	36%	38%	45%
生産額ベース 食料自給率	65%	64%	66%	67%	65%	73%
飼料自給率	26%	27%	28%	27%	28%	40%

	H25 基準年	H26	H27	H28	H29	H37 目標
米	859	842	797	803	780	752
小麦	81	85	100	79	91	95
大豆	20	23	24	24	25	32
かんしょ	94	89	81	86	81	94
ばれいしょ	241	246	241	220	240	250
野菜	1,178	1,196	1,186	1,160	1,171	1,395
果実	304	311	297	292	279	309
てん菜	344	357	393	319	390	368
さとうきび	119	116	126	157	130	153
生乳	745	733	741	734	729	750
牛肉	51	50	48	46	47	52
豚肉	131	125	127	128	127	131
鶏肉	146	149	152	155	158	146
鶏卵	252	250	254	256	260	241
魚介類(食用)	370	378	357	329	318	387

単位：万トン

(注) 米は米粉用米、飼料用米を除く

【生産努力目標の達成状況】



(農林水産省作成資料を一部加工)

【カロリーベースの食料自給率の算定方法】

・ 1人1日当たり国産供給熱量 ÷ 1人1日当たり供給熱量で算定

平成29年度：924kcal ÷ 2,444kcal = 38%

2025年度（平成37年度）目標：1,040kcal ÷ 2,313kcal = 45%

※2025年度目標の分母は人口構成の変化（高齢化）によって減少すると想定している

Ⅲ 平成31年度予算概算要求基準を閣議了解

— 農林水産関係主要事項案に「スマート農業の実現」等が追加 —

- 7月10日、平成31年度予算編成で各省庁が予算要求する際のルールとなる概算要求基準（シーリング）が閣議了解された。歳出の上限は6年連続で設けず、過去最大の予算額になり当初予算案として初めて100兆円を超える公算が大きいとされる。（概要は別紙1の通り）

※（補足）閣議決定と閣議了解の違いについて（首相官邸HPより）

「閣議決定」は、合議体である内閣の意思を決定するものについて行われる。
「閣議了解」は、本来、ある主任の大臣の権限により決定し得る事項に属するものであるが、事柄の重要性にかんがみ、他の国務大臣の意向をも徴することが適当と判断されるものについて行われる。
「閣議報告」は、主要な審議会の答申等を閣議に披露するような場合等に行われる。

- 歳出が最大の年金や医療などの社会保障関係費では、平成30年度当初予算（31.5兆円）に、高齢化等に伴う自然増6,000億円を加えた範囲内で要求を認めた。
- 公共事業費など政策的な判断で伸縮できる経費である「裁量的経費」は、30年度（14.7兆円）より10%少ない額の範囲内で対応し、削減額の3倍の範囲内で人材投資や企業の生産性向上などの課題に対応する「新しい日本のための優先課題推進枠」として要求できる。
- 支出することが制度的に義務づけられている経費である「義務的経費」については、30年度と同額（12.7兆円）で要求するか、義務的経費を削減した場合には、同額を裁量的経費で要求できることとし、「新しい日本のための優先課題推進枠」として要求する場合には振替額の3倍までの範囲で要求ができる。
- 予算編成過程における検討事項として、昨年度と同様に①民間需要や科学技術イノベーションなどの誘発効果の高いもの、②緊急性の高いもの、③規制改革と一体として講じるもの、を重視することが掲げられた。
- 8月7日、農水省は自民党の農林関係合同会議に、概算要求に盛り込む主要事項案を提示した。先端技術を活用した「スマート農業の実現」を始めとする新規項目、米の需給安定に向けた転作助成金の予算確保など従来からの重点項目を掲げている。（平成31年度農林水産関係予算概算要求の主要事項（案）は別紙2の通り）
- 「スマート農業の実現」では、人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）を活用して、農機の無人走行や肥培管理の高度化などを図る。また、多様な担い手の育成・確保に向け、『働き方改革』の推進」という文言も新たに盛り込まれた。
- 一方、昨年度に引き続き、産地主体の米の需給調整を定着させるため、水田活用の直接支払交付金の十分な確保を掲げた他、農地中間管理機構による担い手への農

地の集積・集約も進めるとした。

- 17日、農水省は自民党の同会議により詳細な概算要求の重点事項案を明らかにした。同案では上記に関連し、スマート農業の実用化を加速させる旨等について記載されている。
- また、農業協同組合の監査コストの合理化の促進として、「公認会計士監査への移行に際し、監査コストの合理化を図るための農協の主体的な取組を支援」と明記された。
(平成31年度農林水産関係予算概算要求の重点事項(案)抜粋は別紙3の通り)

平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

- 消費税率上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び公経済負担）等については、予算編成過程において検討。
- 「骨太方針2018」で示された「2019年10月1日における消費税率上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続することの方針とは別途、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において、講ずる」との方針を踏まえた平成31年度当初予算における対応については、予算編成過程において検討。

新しい日本のための優先課題推進枠



※1 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費の増等については加減算。

※2 「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する」との方針を踏まえた対応等については、予算編成過程において検討。

資料 1-2
平成31年度農林水産関係予算概算要求の主要事項（案）

攻めの農林水産業を展開し成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき農林水産業全般にわたる改革を着実に実行する予算を要求。

担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化の加速化
- 農地中間管理機構と連携した農地の大区画化の推進
- 農業委員及び推進委員による農地利用の最適化
- 多様な担い手の育成・確保と農業分野の「働き方改革」の推進 等

水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

- 米政策改革の定着に向けた水田活用の直様支払交付金の十分な確保
- 水田の畑地化・汎用化の推進
- 水田における野菜等の高収益作物への転換
- 経営所得安定対策の着実な実施
- 収入保険制度の本格実施 等

強い農業のための基盤づくりと「スマート農業」の実現

- 農業の競争力強化・国土強靱化に資する基盤整備と施設整備の着実な推進
- 野菜、果樹、甘味資源作物、茶、花き等の生産現場の強化を通じた産地振興
- 畜産・酪農の競争力強化（経営安定対策の着実な実施、自給飼料の生産拡大等）
- 生産資材価格の引下げと流通・加工の構造改革の推進
- モデル農場での体系的かつ一貫した先端技術実証の推進による「スマート農業」の実現
- 農林水産・食品分野におけるイノベーションと現場のニーズを踏まえた技術開発の推進 等

農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

- JFOODOによるターゲットを明確にした戦略的なマーケティング活動の継続・強化
- マーケットインの発想に立ったグローバル産地の形成
- 輸出先国の規制への対応、検査協議の迅速化等による輸出環境の整備
- 規格・認証、知的財産の戦略的推進
- 農林水産物・食品の高付加価値化に向けた6次産業化や食育の推進、食品ロス削減 等

食の安全・消費者の信頼確保

- 安全かつ低コストな生産資材の供給
- 国内での病害虫や家畜の伝染性疫病の発生予防・まん延防止対策の推進
- 薬剤耐性対策の推進 等

農山漁村の活性化

- 日本型直接支払による多面的機能の発揮に向けた地域活動や営農活動の推進
- 中山間地域の特徴をいかした多様な取組の支援
- 「豊漁」の更なる推進、農福連携、定住・交流の促進、山村活性化等による農山漁村の振興、都市産業の機能創出
- 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進
- 再生可能エネルギーの導入・活用の推進 等

林業の成長産業化と生産流通構造改革の推進

- 新たな森林管理システムの下で森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や、経営の集積・集約化を進める地域への路線整備・高性能機械の導入等の支援
- ICTを活用した産地の効率化などスマート林業の推進、川上・川中・川下での森林・薪給情報の共有を通じたサプライチェーンの構築による生産流通構造改革の推進
- CLT（直交集成板）等の中高層建築物等への利用拡大や民間セクターと連携した木材利用の促進、付加価値の高い木材製品の輸出促進等による木材需要の拡大
- 数百年蓄材資源に対する流通対策の加速化など治山対策等による山地防災力の強化
- CNF（セルロースファイバー）・リグニン等の新たな技術の研究開発の促進
- 森林資源の適切な管理に向けた森林整備の推進と多面的機能発揮対策、花粉発生源対策、自伐林家など多様な担い手・人材の支援、国有林を活用した観光資源の創出 等

※ 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく農林水産分野における対策に係る経費については、協定発効に向けた関係国における国内手続の動向も踏まえて、予算編成過程で検討。

平成31年度農林水産関係予算概算要求の重点事項（案）

1 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

① 農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化

- ・ 担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地中間管理事業の5年後見直しの議論を踏まえつつ、農地中間管理機構の事業運営、地域等に対する協力金の交付、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動等を支援

② 農地の大区画化等の推進<公共>

- ・ 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を推進

③ 農地耕作条件改善事業

- ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

④ 樹園地の集積・集約化の促進

- ・ 農地中間管理機構等が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援

⑤ 農業委員会の活動による農地利用最適化の推進

- ・ 農地利用の最適化の推進のための農業委員会の活動に必要な経費を支援

⑥ 機構集積支援事業

- ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係の調査、農地情報公開システムの改修・維持管理、農業委員等の資質向上に向けた研修等を支援

(2) 多様な担い手の育成・確保と農業の「働き方改革」の推進

① 農業経営法人化支援総合事業

- ・ 円滑な経営継承や農業の「働き方改革」に資する労働環境の改善など農業経営上の諸課題に対する、関係機関と連携した経営相談体制を整備すること等により、農業経営の法人化等を支援

② 農業人材力強化総合支援事業

- ・ 次世代を担う人材を育成・確保するため、就農前後に必要となる資金の交付（農業次世代人材投資事業）、雇用就農を促進するための農業法人での実践研修（農の雇用事業）のほか、農業者が営農しながら経営ノウハウを学ぶ場（農業経営塾）の展開や「働き方改革」の実践による労働力確保を推進する産地等を支援

③ 農業支援外国人適正受入サポート事業

- ・ 農業分野等における外国人材の適正な受入れに向けて、日本の農業現場で即戦力となり得る外国人材の知識・技能の確認等を支援

④ 女性が変わる未来の農業推進事業

- ・ 地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成や、女性が働きやすい農業労働環境づくりを支援

⑤ 農業協同組合の監査コストの合理化の促進

- ・ 公認会計士監査への移行に際し、監査コストの合理化を図るための農協の主体的な取組を支援

2 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

① 水田活用の直接支払交付金

- ・ 米政策改革の定着に向け、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色のある魅力的な産品の産地の創造を支援

② 農業再生協議会の活動強化等

- ・ 農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を支援

③ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

- ・ 豊作の影響等により必要が生じた場合に、産地が自主的に行う米の年間を通じた安定販売、需要拡大等の取組を支援

④ 米粉の需要拡大・米活用畜産物等のブランド化等

- ・ 米粉の需要拡大や飼料用米を活用した畜産物等のブランド化等の取組を支援

農政をめぐる情勢

平成30年8月28日

240部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉